

(別表)生活道路整備優先基準

- ・採点方法 以下の8項目の採点要件について、路線ごとに採点基準を基に採点(評価)します。

| 採点要件 | 採点内容 | 採点点数 | 採点基準 |
|---------|------------------------------|-------|--|
| (1) 市街化 | 要望路線が市街化区域に位置するか否か。 | 0点、1点 | 調整区域0点、市街化区域1点。 |
| (2) 交通 | 車両、歩行者の交通量の多いもの。 | 0点～3点 | 道路形態なし0点、農道や通行量が僅かなもの(行止り道路含む)1点、主に近隣住民の通行のみ2点、通過交通(通り抜け)が多いもの3点。 |
| (3) 緊車 | 宅地への緊急車両等の通行に支障があるもの。 | 0点、2点 | 宅地への緊急車両の進入可0点、宅地への緊急車両の進入不可のもの(現況幅員(有効幅員)2.0m未満)2点。ただし、住宅の存しない路線については、採点対象外とし「-」を記す。 |
| (4) 通学 | 通学道路に指定されていて利用度が高いもの。 | 0点～5点 | 通学路の指定なし0点、通学児童数10人未満1点、通学児童数20人未満2点、通学児童数30人未満3点、通学児童数40人未満4点、通学児童数40人以上5点。ただし、通学路の指定は小学生のみのため、中・高生の通学に関しては、(2)交通で採点する。 |
| (5) 住宅 | 居住割合が高いもの。 | 0点～5点 | 道路延長100m当りの住宅数換算値を算出して採点。住宅なし0点、2件未満1点、4件未満2点、6件未満3点、8件未満4点、8件以上5点。ただし、35m以下は100m当り換算なしとする。 |
| (6) 公共 | 公共の用に供する施設の入り口に接続するもの。 | 0点～3点 | 公共施設へ接続しないもの0点、共同墓地等の地区内の特定の人のための施設へ接続1点、行政区単位の公会堂や集会所等へ接続2点、保育所や地区公民館等の広域的公共施設へ接続3点、ただし、町中枢の施設への接続はこの採点の限りではない。 |
| (7) 排水 | 道路冠水等により通行に支障となったことが確認できたもの。 | 0点、1点 | 特に通行に支障のないもの0点、通行に支障となる冠水等が確認できたもの1点。 |
| (8) 利便 | 住民の生活において通行の利便性が高くなるもの。 | 0点～2点 | 行止り道路等0点、整備済みの公道から公道に抜けるもの1点、近隣住民の近道等で便利なもの2点。 |